

様式第4号（第11条関係）

基建第1005号
令和3年10月13日

第1区区长 富山 茂 様

基山町長 松田 一也



基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案について、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第4項の規定に基づき通知します。

記

1 提案の取扱い

令和3年9月17日付けで提案がありました、町道栗林線の亀の甲池西側の水路損傷・橋梁破損及び道路下陥没の復旧について、災害の応急対応として10月中に修繕を行います。

なお、本復旧については令和4年度に計画されている亀の甲ため池洪水吐改修工事終了後に行います。

2 取扱いの理由

要望箇所について、担当職員で現地確認を行い、業者へ応急対応を依頼しました。

水路損傷等の要因としては、8月の大雨によるものと判断され、応急対応として大型土のう等の設置を行います。

要望箇所においては、令和4年度に亀の甲ため池洪水吐改修工事が計画されており、大型の工事車両の通行によって道路が傷むおそれがあるため、工事終了後に改めて本復旧を行います。